

府

令

○内閣府令第十二号
 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七條第十項第四号の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
 令和三年三月二十二日
 内閣総理大臣 菅 義偉

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令
 子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（法第七條第十項第四号の基準） 第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七條第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 法第七條第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの。次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>イ 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>(1) 保育に従事する者の数が、施設の主たる開所時間である十一時間（開所時間が十一時間以内である場合にあっては、当該開所時間。以下同じ。）において、満一歳未満の小学校就学前子どももおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない小学校就学前子どももおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない小学校就学前子どももおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の小学校就学前子どももおおむね三十人につき一人以上、かつ、施設一につき二人以上であること。また、主たる開所時間である十一時間以外の時間帯については、常時二人（保育されている小学校就学前子どもの数が一人である時間帯にあっては、一人）以上であること。ただし、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上十九人以下の施設における、</p>	<p>（法第七條第十項第四号の基準） 第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七條第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 法第七條第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの。次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>イ 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>(1) 保育に従事する者の数が、施設の主たる開所時間である十一時間（開所時間が十一時間以内である場合にあっては、当該開所時間。以下同じ。）において、満一歳未満の小学校就学前子どももおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない小学校就学前子どももおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない小学校就学前子どももおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の小学校就学前子どももおおむね三十人につき一人以上、かつ、施設一につき二人以上であること。また、主たる開所時間である十一時間以外の時間帯については、常時二人（保育されている小学校就学前子どもの数が一人である時間帯にあっては、一人）以上であること。ただし、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上十九人以下の施設における、</p>

<p>る、複数の満一歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。）については、一人以上とすればよいこと。</p> <p>〔2〕(4) 略</p> <p>〔3〕(4) 略</p> <p>〔2〕(4) 略</p> <p>〔1〕(4) 略</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>る、複数の満一歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯並びに夜間及び午睡の時間帯以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。）については、一人以上とすればよいこと。</p> <p>〔2〕(4) 同上</p> <p>〔3〕(4) 同上</p> <p>〔2〕(4) 同上</p> <p>〔1〕(4) 同上</p>
--	---

附則
 この府令は、公布の日から施行する。

省 令

○総務省令第二十六号

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第一号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十八條第二項及び第五十條の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十二日
 総務大臣 武田 良太

改正後	改正前
<p>第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>

<p>（業務方法書の記載事項） 第一条の三 機構の行う業務（機構法第十四條第二項第一号に掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）以下「通信・放送開発法」という。）第六條第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。）</p>	<p>（業務方法書の記載事項） 第一条の三 「同上」</p>
--	--